



厚生労働省発保第0213001号
平成16年2月13日

中央社会保険医療協議会
会長 星野 進保 殿

厚生労働大臣
坂 口 力

諮 問 書

健康保険法（大正11年法律第70号）第82条第1項、第86条第11項及び第88条第5項並びに老人保健法（昭和57年法律第80号）第30条第1項、第31条の3第7項及び第46条の5の2第5項の規定に基づき、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第296号）、老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成4年厚生省告示第29号）及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成15年厚生労働省告示第75号）をそれぞれ別紙1から別紙5までのとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。